

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年5月29日

独立行政法人自動車技術総合機構

東北検査部長 杉本 準



1. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 岩手事務所 二輪機器ピット及び床面等改修工事 設計監理業務
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 履行期間
ア 設計期間：契約締結の翌日から令和8年8月17日まで
イ 監理期間：当該設計業務に係る工事の公告日から工期末日までとする。
(ただし、その日が当該年度末を越える場合は、当該年度末を期間の最終日とする。)
- (4) 納入場所 仕様書のとおり
- (5) 入札方法 落札価格決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(1円未満切り捨て)をもって、落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 今年度内において有効な一般競争参加資格(国土交通省大臣官房会計課長名)「建設コンサルタント」において「B」以上の等級に格付けされ、希望部局に東北運輸局の競争参加資格を有する者、または一般競争参加資格(国土交通省大臣官房地方課長名)「建設コンサルタント」において東北地方整備局の競争参加資格を有する者であること。
- (2) 本案件に係る入札説明書、仕様書等を受領しない者の入札は認めない。
- (3) 次の項目に該当しない者であること。
 - 一 成年被後見人、被補佐人及び被補助人並びに破産者で復権を得ない者
 - 二 次の各号の一に該当すると認められ、その事実があった後2年を経過しない者
また、これを代理人、支配人その他使用人として使用する者についても、同様とする。
 - ア 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
 - カ 前各号の一に該当する事実があった後、2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- 三 前各号に該当する者を入札代理人として使用する者
- (4) 東北運輸局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 入札に係る役務を履行期限までに確実に完了できる者であること。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒983-0034

宮城県仙台市宮城野区扇町3丁目3-15 (東北運輸局宮城運輸支局 二階)

東北検査部 管理課

メール: touhoku-kanri@naltec.go.jp

電話: 022-782-2260 FAX: 022-782-2278

- (2) 入札説明会の日時及び場所

実施しないこととする。

但し、東北検査部管理課において、令和8年6月1日から令和8年6月12日までの公告期間に仕様書等必要書類を配布する。なお、仕様書等必要書類の交付は原則メールにより行う。交付を希望する者は、本調達件名及び仕様書等資料の交付希望の旨記載したメールを

3.(1)に記載のメールアドレスへ送信すること。

また、郵送による配付を希望する場合は、郵送先住所・担当者氏名等をFAXまたは郵送にて連絡すること。

仕様書等必要書類の受領にあたり、訪問を希望する場合は、訪問前に必ず電話による連絡(電話予約)を行うものとする。

- (3) 入札書の提出期限

令和8年6月15日(月) 15時00分

持参または郵送による。

郵送の場合は、3.(1)に記載の住所に書留等により提出期限前日(土日祝日は除く)17時まで必着で郵送すること。

- (4) 入札の日時及び場所

日時 令和8年6月15日(月) 15時00分

場所 宮城県仙台市宮城野区扇町三丁目3-15

東北運輸局宮城運輸支局 二階会議室

4. 落札者の決定方法

独立行政法人自動車技術総合機構会計規程に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

5. 契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

このため、落札者においては、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって、本取扱いに同意されたものとみなさせていただきますが、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方についても、その名称等を公表させていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先が公表の対象となります。

- ①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
 - ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外となっています。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

6. その他

(1) 入札保証金及び契約保証金の要否

否

(2) 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札、及び入札

の条件に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書の作成の要否

要

(4) 独占禁止法に違反する行為があった場合の措置

独占禁止法に違反する行為があった場合の入札は無効となり、契約締結後にあつては、損害賠償金の請求を行なうとともに契約を解除することがある。